

足立区職員互助会福利厚生事業業務委託にかかるプロポーザル募集要項

1 目的

本要項は、足立区職員互助会（以下「互助会」という。）が行う「足立区職員互助会福利厚生事業業務委託」についての最適な事業者の選定をプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

（１）件名

足立区職員互助会福利厚生事業業務委託

（２）委託期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日までの１年間とする。

なお、足立区職員互助会事業運営委託評価委員会設置要綱に従い、１２月に履行状況の評価を行い、その結果、優秀であると評価された場合は、１年を単位として、２回を限度に契約更新することが可能（最大３年）。ただし、次年度、本事業を行う予算の成立が見込めなかった場合は、更新を行わない。

（３）業務内容・対象職員

別紙仕様書のとおり

（４）契約上限額（月額）

①常勤１人３４０円（税抜）以内

②再任用・会計年度任用職員１人２４０円（税抜）以内

（カフェテリアプランの付与ポイントを含まない。）

上記金額を参考にして、①と②それぞれ最適なプランを提示すること。

互助会から提示する予定額を超えないものとし、受託者からの提示により決定する。

なお、提案金額は本業務を行うにあたり、必要な経費すべてを含むものとする。

3 参加資格

本委託業務への提案を希望する者は、期限までに提案意思表示を行うこと。また本委託業務への提案を希望する者は、次に掲げる資格要件等を満たすものとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- （２）足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱（平成３１年２月２６日区長決定、３０足総契発第１６５７号）による指名停止を受けていないこと。
- （３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （５）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に定め

る無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 本委託案件と同様の業務について、官公庁の受託実績があること。
- (8) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。
- (9) 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 個人情報の保護に関する法律等を遵守し、プライバシーマーク等の認証を取得していること。

4 選定方法

(1) 日程

- ア 募集要項等の公表（足立区ホームページ上にて公表）
令和8年9月1日（火）
- イ 参加申込書及び第一次選考提出書類（下記（2）ア ①～⑥の書類）受付期間
令和8年9月1日（火）～令和8年9月15日（火）
- ウ 第二次選考提出書類（下記（2）ア ⑦の書類）受付期間
令和8年11月16日（月）～令和8年11月27日（金）
- エ 第二次選考実施日
令和8年12月11日（金）
- オ 結果通知
令和8年12月18日（金）

(2) 企画提案書等の提出

- ア 提出書類
次の①～⑦について記載した部数を提出すること。なお、提出された書類は返却しません。
提出書類で副本としているものについては社名を伏せること。

提出書類	提出部数	備考
①参加申込書（様式1）	1部	
②会社概要書・実績報告書（様式2）	正本1部 副本1部	第一次選考で使用
③法人等の定款	正本1部 副本1部	第一次選考で使用
④履歴事項全部証明書（登記簿謄本、発行後3か月以内のもの。）	1部	第一次選考で使用
⑤直近1年分の法人住民税納税証明書	1部	第一次選考で使用
⑥過去3年分の財務諸表（決算報告書（3期分）、法人税確定申告書（3期分）別表含む、勘定科目内訳書（3期分） ・決算報告書は販売費一般管理費の勘定科目がわかるものを添付すること。	正本1部 副本1部	第一次選考で使用

⑦企画提案書 ・様式は問わないが、20ページ以内とし、副本については社名を伏せること。 ・提案書は、常勤と再任用・会計年度任用職員ごとに内容を分け、「(4)評価項目」の「福利厚生パッケージサービス」、「カフェテリアプラン」、「運用体制・利便性」、「個人情報の管理」、「足立区職員互助会独自メニュー」の順とし、それぞれの評価項目の評価基準に沿って対応する項目が分かるよう、表題をつけて作成すること。	正本1部 副本13部	第二次選考で使用
--	-----------------------	-----------------

このほか、審査に必要な場合は追加資料の提出を求める場合がある。

イ 書類受付期間

①参加申込書及び第一次選考提出書類（上記（2）ア ①～⑥の書類）受付期間

令和8年9月1日（火）～令和8年9月15日（火）

②第二次選考提出書類（上記（2）ア ⑦の書類）受付期間

令和8年11月16日（月）～令和8年11月27日（金）

ウ 提出方法

提出先に追跡できる方法で郵送、または事前連絡し直接持参すること。

いずれも期限内必着で受付時間は、開庁日の午前9時～午後5時までとする。

エ 提出先

〒120-8510 東京都足立区中央本町 1-17-1（足立区役所本庁舎南館 10 階）

足立区職員互助会事務局（総務部人事課福利係内） 担当 稲村・奥村

（3）審査

ア 第一次選考（書類審査）※応募事業者の出席は不要

書類選考により一次審査を実施し、審査結果は令和8年11月4日（水）に書面により通知する。

イ 第二次選考（プレゼンテーション）

企画提案書の提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、互助会の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、評価の最も高い者を受託候補者とする。

①審査実施日

令和8年12月11日（金）

企画提案書等の提出があった事業者に対し、令和8年12月7日（月）までに開始時間等を電子メールにより通知する。

②選考時間等

1社あたり30分程度（準備5分以内、プレゼンテーション15分、ヒアリング10分）

説明者は本業務を受託した時に主な担当となる者（企画提案内容について熟知している者）とし、2名以内とすること。

③審査結果

令和8年12月18日（金）に書面により通知する。

④その他

プレゼンテーションの際に使用する資料等は当日配付も可とする。

応募者が希望する場合は、プロジェクターを利用したプレゼンテーションも可とする。

スクリーン、プロジェクターは事務局で用意し、パソコンは応募者が用意する。

(4) 評価項目

評価項目	評価基準	配点	審査方法
基本情報	・ 経営状況は良好か ・ 他自治体等での事業実績があるか	20	一次審査 (書類選考)
福利厚生パッケージサービス	・ メニューの充実度(宿泊、レジャー施設、映画、グルメ、自己啓発等)の充実度(メニューの豊富さ)、割引率、利便性 ・ ポイント制度の有無、一般市場のポイントとの互換性 ・ 未利用者への利用促進、電子申請を促す取組みはあるか ・ 足立区内で利用できるパッケージサービスはどの程度あるか	40	二次審査 (企画提案書及びプレゼンテーション)
カフェテリアプラン	・ 申請の受付、処理方法は分かり易く簡便であるか ・ 差額決済方式が使えるメニューがどの程度あるか、また利用方法が多様・簡便であるか ・ ポイントの利用状況照会は様々な方法で簡潔に行うことができるか	35	
運用体制・利便性	・ ホームページやアプリなどから利用できるサービスの利便性・使い易さ ・ カスタマーセンターの設置等、会員へのフォロー体制 ・ 利用方法を案内する広報物のわかりやすさ、広報活動の充実度	45	
個人情報の管理	・ 収集する会員情報は最小限(会員氏名、フリガナ、性別の3項目以内)であるか ・ 個人情報の管理について具体的な安全対策が講じられているか	10	
合計		150	
加算項目			
足立区職員互助会独自メニュー	・ パッケージサービスメニューの他に、足立区独自に提供できるメニューはあるか	20	
区内事業者	・ 区内に本店または支店があるか	10	
コスト	・ 予定金額に対し、見積もり金額が低く抑えられているか	20	

5 業務の委託

審査により受託候補者に選定された事業者と足立区職員互助会との協議により、委託業務の詳細な内容を決定し、契約を締結する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合及び契約締結前に3に示す参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を欠格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することとする。

6 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出等、企画提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書の再提出及び記載内容の変更は認めない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された資料は、本件選考以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された資料は、選考作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 審査書類提出から契約締結までの間に3に示す参加資格を失った場合は、その時点で失格とする。
- (7) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとする。
- (8) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは無効とする。
- (9) 実績報告書(様式2)には受託した事業の契約書写し(※ 仕様書の内容は伏せてよい。件名がわかる表紙部分と契約者の押印箇所のみ示す)を添付すること。
- (10) 審査の日程は都合により変更する場合がある。その場合は事務局より日程調整の連絡を行う。

7 問合せ先・担当

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1

足立区職員互助会事務局(足立区総務部人事課福利係) 担当 稲村・奥村

電話 03-3880-5252

FAX 03-3880-5611

E-mail jinji@city.adachi.tokyo.jp